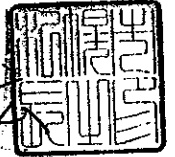


札幌市豊平館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 69 号

札幌市豊平館条例の一部を改正する条例

札幌市豊平館条例(昭和 3 3 年条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表 2

区分		単位	観覧料
個人	一般	1 人 1 回につき	350 円
	高校生、大学生及びこれらに準ずる者 (以下「高校生等」という。)		150 円
団体			300 円

(2) 別表 2 備考 1 中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考 2 中「総人員」を「者(高校生等及び備考 1 に規定する者を除く。)の総数」に改める。

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。